

規定により、次のとおり決定した旨芦北町長から届出があった。

平成15年7月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
芦北町大字女島字城迫 1840 の 7、1836 の 2、1822 の 2、1822 の 1、1825 の 2、1825 の 7、1825 の 3、1825 の 1、1825 の 4、1825 の 5、1825 の 6 地先並びに 1836 の 2 に隣接する無番地地先並びに 1822 の 2 に隣接する無番地地先公有水面埋立地 10,536.11 平方メートル	芦北町大字女島字城迫
芦北町大字女島字櫻迫 1855 の 4、1855 の 3、1855 の 5、1849 の 2、1849 の 1、1841 の 2、1841 の 3、1841 の 4、1841 の 5、1845 地先並びに 1851 の 2 に隣接する道路地先並びに 1845 に隣接する道路地先公有水面埋立地 8,914.72 平方メートル	芦北町大字女島字櫻迫

熊本県告示第 778 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨芦北町長から届出があった。

平成 15 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
芦北町大字女島字鯨戸 1821 の 4、1808、1821 の 1、1821 の 2、1821 の 3、1821 の 5 地先並びに 1808、1821 の 1、1821 の 2、1821 の 3、1807、1805 の 1 に隣接介在する無番地地先公有水面埋立地 3,068.37 平方メートル	芦北町大字女島字鯨戸
芦北町大字女島字城迫 1825 の 1、1825 の 4 地先公有水面埋立地 17.37 平方メートル	芦北町大字女島字城迫

熊本県告示第 779 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨新和町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 15 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前	変更前の字	区 域	変更後	変更後の字
小宮地	土手附	137 の 58 の一部、137 の 87 の一部、137 の 88 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに 137 の 32、137 の 57、137 の 108、137 の 119 に隣接する道路である国有地の全部	小宮地	杉ノ下
小宮地	小屋ノ前	5206 の 12 の一部	小宮地	杉ノ下
小宮地	園山口	278 の 1 の一部、308 の 11 の一部、308 の 13 の一部、308 の 48 の一部、308 の 49 の一部、308 の 84 の一部、308 の 86 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	小宮地	丸山ノ前
小宮地	藏ノ前	388 の 46 に隣接する水路である国有地の全部	小宮地	園山口